

学校法人翔英学園情報公開規程細則

財務情報開示規程（第16条関係）

（目的）

第1条 学校法人翔英学園が財務情報を開示する場合において、その財務情報の開示内容、方法及び時期等を定めることにより、円滑な情報公開に資することを目的とする。

（財務情報の開示内容）

第2条 財務情報の開示内容は、次のとおりとする。

（1）計算書類

学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号）第4条に定める次の計算書類とする。様式は、原則、学校法人会計基準様式とする。

- ア 資金収支計算書
- イ 資金収支内訳書
- ウ 人件費支出内訳書
- エ 消費収支計算書
- オ 消費収支内訳表
- カ 貸借対照表

（2）予算書

様式は、原則、私立学校振興助成法（昭和50年7月11日法律第61号）第14条第2項に基づき学校法人が所轄庁に届出する様式とする。

- ア 資金収支予算書
- イ 消費収支予算書

（3）監査報告書

（4）監査意見書

（5）補足説明資料

開示対象者の理解をより深めるための補足説明資料は、次のとおりとする。

- ア 財務指標による説明資料
- イ 中長期の収支計算・財務状況による説明資料
- ウ 生徒園児数の推移による説明資料
- エ グラフを利用した説明

（財務情報の備付け）

第3条 前条に掲げる財務情報は、学校法人翔英学園学園の主たる事務所に常に備え付けなければならない。

（開示方法）

第4条 第2条に掲げる財務情報の開示方法については、次のとおりとする。

- （1）開示請求者の申し出による閲覧又は写しの交付
- （2）ホームページ掲載による開示

(開示の時期)

第5条 開示の時期については、以下のとおりとする。

(1) 計算書類

毎年度決算日から4か月以内

(2) 予算書(補正予算書を含む)

毎年度予算の確定日から4か月以内

(3) 監査報告書

毎年度決算日から4か月以内

(4) 監査意見書

毎年度決算日から4か月以内

(開示責任者)

第6条 財務情報の開示責任者は、理事長とする。

(開示手続きの周知方法)

第7条 開示手続きは、広報誌等を通じて広く周知する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。